

東京大学追分国際学生宿舎入居者選考基準

1. 学部の後期課程（教養学部の後期課程を除く。）及び大学院に在学する学生（外国人留学生を除く。）の入居選考は次により行うものとする。
2. 入居の選考は通学時間及び経済状況により判定する。
3. 原則として入居希望者の本居から東京大学の所属学部・研究科までの通学時間が2時間以上の者について入居の選考を行う。
4. 入居希望者の家計（家庭状況を含む）を、以下に定めるとおり家計評価額に換算し、家計評価額の低いものから順に入居の選考を行う。
 - (1) 家計評価額とは、総所得金額から別表1の収入基準額を差し引いた額をいう。
 - (2) 総所得金額とは、申請者の父母又はこれに代わって家計を支える者（以下「父母等」という。）（独立生計者と認定された者にあつては本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。））の金銭、物品などの1年間の総収入金額から、必要経費、特別控除額を差し引いた金額をいう。
 - (3) 次のいずれにも該当する者については独立生計者と認定し、本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）の1年間の総所得金額とする。
 - ① 所得税法上、父母等の扶養親族でない者
 - ② 父母等と別居している者
 - ③ 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者
5. 必要経費の控除は、次の所得の種類別に行うものとする。
 - (1) 給与所得
俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等（奨励料、傷病手当金等を含む。）の収入金額については、次の計算式によって、得られた金額を控除する。
 - ・ 収入金額が104万円以下のもの
収入金額と同額
 - ・ 収入金額が104万円を超え200万円までのもの
収入金額 \times 0.2+83万円
 - ・ 収入金額が200万円を超え653万円までのもの
収入金額 \times 0.3+62万円

・収入金額が 653 万円を超えるもの

258 万円

(注) 1 給与所得者が 2 人以上いる場合、この計算は各人別に行う。

2 同一人で 2 以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと総所得金額を算定する。

(2) 商業、工業、林業、水産業所得

年売上高から、必要経費として、売上品原価と営業経費とを控除する。

なお、売上品原価には、当該年度内の仕入れであっても、年度末に在庫として残っている分（たな卸資産）は含まない。

また、営業経費とは、雇人費、減価償却費、業務に係る公租公課等収入金額を得るための必要経費をいう。

(3) 農業所得

総粗収入から必要経費として、肥料、種苗、蚕種、家畜の飼料、動力機の燃料等（過去 1 年間の収入を得るために実際に消費したもの）の購入費を控除する。

なお、総粗収入には、農作物の種類別に作付面積から総収量を算出し、これに販売価格を乗じて得た金額（粗収入）のほか、養蚕、牧畜、養豚等農作物以外の収入及び副業収入がある場合には、その収入金額を、すべて前記の収入金額（粗収入）に加算すること。

また、家計仕向け分（自家消費）も販売価格で換算して含めるものとする。

(4) その他職業による所得及び雑所得

給与、商業、工業、林業、水産業、農業以外の職業（開業医、弁護士、著述業、公認会計士、外交員、税理士、大工、左官等）によって収入を得ている場合及び利子、配当、家賃、間代、地代、内職収入、親戚・知人等からの援助等の収入の場合、それぞれの収入を得るための必要経費を要したときは、収入金額からその必要経費を控除する。

(5) 臨時的な所得

臨時的な所得のうち、退職金、退職一時金、保険金、資産の譲渡による所得及び山林所得のように、その年度そのとき限りの性質を持つ収入は総収入金額に含めない。

ただし、山林所得で、その所得によって経常的に生計の資を得ていると認められる場合や株式等の有価証券の譲渡による所得で、その所得が経常的と認められる場合は、総収入金額に含め、公租公課等の経費を控除する。

6. 母子・父子世帯、就学者のいる世帯、その他特別の事情のある世帯について、別表 2 の特別控除額を控除する。

7. 父母等の収入が当該年度において皆無であることが明らかな場合は、前年において収入がある場合であっても、総所得金額に参入しないものとする。

8. この基準に抛りがたいものは、東京大学入学料免除実施要項（平成16年4月1日施行）に定める取扱いを準用するほか、その他の特殊事情を有する者の取り扱いについては、学生委員会において協議のうえ選考を行うものとする。

附 則

この基準は、平成22年6月14日から実施する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から実施する。

別表1 収入基準額表

<学部>

区 分			
世帯 人員	1	人	1,670,000 円
	2	人	2,660,000 円
	3	人	3,060,000 円
	4	人	3,340,000 円
	5	人	3,600,000 円
	6	人	3,780,000 円
	7	人	3,950,000 円

(備考) 世帯人員が7人を越える場合は、1人増すごとに170,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

<大学院修士課程及び専門職学位課程>

区 分			
世帯 人員	1	人	1,820,000 円
	2	人	2,900,000 円
	3	人	3,340,000 円
	4	人	3,640,000 円
	5	人	3,930,000 円
	6	人	4,120,000 円
	7	人	4,320,000 円

(備考) 世帯人員が7人を越える場合は、1人増すごとに200,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

<大学院博士課程>

区 分			
世帯 人員	1	人	2,540,000 円
	2	人	4,040,000 円
	3	人	4,670,000 円
	4	人	5,070,000 円
	5	人	5,480,000 円
	6	人	5,740,000 円
	7	人	6,020,000 円

(備考) 世帯人員が7人を越える場合は、1人増すごとに280,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

別表2 特別控除額表

特別の事情	特 別 控 除 額		
①父子・母子世帯	490,000 円		
②就学者のいる世帯	小学校児童1人につき	80,000 円	
	中学校及び中等教育学校の 前期課程生徒1人につき	160,000 円	
	国・公立高等学校及び中等教 育学校の後期課程生徒1人 につき	自宅通学	280,000 円
		自宅外通学	470,000 円
	私立高等学校及び中等教育 学校の後期課程生徒1人に つき	自宅通学	410,000 円
		自宅外通学	600,000 円
	国・公立高等専門学校学生1 人につき	自宅通学	360,000 円
		自宅外通学	550,000 円
	私立高等専門学校学生1人 につき	自宅通学	600,000 円
		自宅外通学	800,000 円
	国・公立大学学生1人につき	自宅通学	590,000 円
		自宅外通学	1,020,000 円
	私立大学学生1人につき	自宅通学	1,010,000 円
		自宅外通学	1,440,000 円
	国・公立専修学校高等課程生 徒1人につき	自宅通学	170,000 円
自宅外通学		270,000 円	
私立専修学校高等課程生徒 1人につき	自宅通学	370,000 円	
	自宅外通学	460,000 円	
国・公立専修学校専門課程生 徒1人につき	自宅通学	220,000 円	
	自宅外通学	620,000 円	
私立専修学校専門課程生徒 1人につき	自宅通学	720,000 円	
	自宅外通学	1,120,000 円	
③障害者のいる世帯	障害者1人につき	860,000 円	
④長期療養者のいる 世帯	療養のため経済的に特別 な支出をしている金額。		

⑤主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している金額。ただし、710,000 円を限度とする。
⑥火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたって支出増または収入減になると認められる年間金額。
⑦父母以外の者で収入を得ている者のある世帯	父母以外の者の所得者1人につき 380,000 円。 なお、その所得が 380,000 円未満の場合はその所得額。 ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない。

- 備考 1 「②就学者のいる世帯」による控除は、就学者の中に出願者本人分は含めない。
- 2 就学者の学種が申請時と異なる場合は、申請時の学種により「②就学者のいる世帯」による控除額を適用する。
- 3 該当する特別の事情が2以上ある場合にはそれらの特別控除額をあわせて控除することができる。